

対象経費(直接経費)の範囲

大分類	中分類	説明
I. 物品費	1.設備備品費	委託研究業務の実施に直接必要な物品(取得単価が10万円以上かつ使用可能期間が1年以上のもの)の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。 また、委託研究業務の実施に必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費(委託研究業務のために直接必要であって、委託先または第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品等の使用料)。
	2.消耗品費	委託研究業務の実施に直接必要な物品(取得単価が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のもの)の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。
II. 人件費・謝金	1.研究員費	委託研究業務に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費(原則として、①本給、②賞与、③諸手当(福利厚生に係るものを除く)とする。ただし、I.に含まれるものを除く)。
	2.研究補助員費	委託研究業務に直接従事するアルバイト、パート等の経費(福利厚生に係る経費及びI.に含まれるものを除く)。
	3.謝金	委託研究業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等(ワーキング・グループも含む)の開催や運営に要した委員等謝金、または個人による役務の提供等への謝金。
III. 旅費	1.旅費(旅費、委員等旅費、委員調査費)	研究員が委託研究業務の実施に特に必要とする旅費(交通費、日当、宿泊費)、または委託研究業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要する委員等旅費であって、研究員の所属機関の旅費規程等により算定される経費。 また、委員会の委員が委託研究業務の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のため、国内あるいは海外において調査に要する経費で、旅費(交通費、日当、宿泊費)、その他の経費。
IV. その他	1.外注費(保守費、改造修理費、業務請負費(ソフトウェア外注費含む))	委託研究業務に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費(保守費、改造修理費、業務請負費及びソフトウェア外注費等含む)。
	2.印刷製本費	委託研究業務の実施に直接必要な資料、成果報告書等の印刷、製本に要した経費。
	3.会議費	委託研究業務の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要する会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費。
	4.通信運搬費(通信費、機械装置等運送費)	委託研究業務の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料、及び機械装置等運送費等。
	5.光熱水料	委託研究業務の実施に直接使用するプラント及び機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。
	6.その他(諸経費)(設備施設料、その他特別費等)	委託研究業務の実施に必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費。
	7.消費税相当額	「人件費」、「外国旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「謝金」等の消費税に関して不課税、非課税又は免税取引となる経費の消費税率(8%)に相当する額。

(注)原則として、国立大学法人、公立大学等に所属する研究者に関する労務費は積算に含むことができません。